

7月は国民年金保険料免除・納付猶予申請の更新時期です

経済的な理由や失業、退職などにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、納付の免除や猶予などを受けることができます。

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度で、保険料の納付を続けることにより、高齢になったときの老齢基礎年金や、もしものときに障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができる制度です。（平成22年度の保険料は、月額15,100円）

しかし、経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」があります。

免除には、全額が免除される「全額免除」と、一部が免除される「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」や、30歳未満の方には納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

【所得基準】

免除の区分	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料月額
全額免除	(扶養親族等の人数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額等+社会保険料控除等	3,780円
半額免除	118万円+扶養親族等控除額等+社会保険料控除等	7,550円
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額等+社会保険料控除等	11,330円

若年者納付猶予制度の所得基準は全額免除と同じ額です。



【申請免除・若年者納付猶予制度の要件】

前年の所得が少ない方
失業、退職、倒産、事業の廃止などがあつた方
障害者または寡婦であつて、前年の所得が125万円以下の方
生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けておられる方
特別障害給付金を受けておられる方

【免除・猶予期間の扱い】

免除・猶予承認期間は、受給資格期間として計算され、年金額を計算するときには、下の図のように、免除の割合により受け取る年金額が計算されます。ただし、年金の受給前であれば、10年前までさかのぼって保険料を納めること（追納）ができません。（3年目以降の追納については、加算が付きまます）

【免除・猶予承認期間】

免除、猶予の承認期間は7月から翌年6月までとなっています。7月から引き続き承認を希望する場合や、新たに承認を受けようとする方は申請書の提出が必要です。

ただし、保険料の全額免除（失業などの場合を除く）の承認を受けていた方で、申請時に継続申請の希望をされた場合は、翌年度以降、改めて申請をされなくても、自動的に審査を行います。

【申請先】

各庁舎窓口センター

全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	全額納付
				全額の年金
		4分の3の年金	8分の7の年金	
	8分の5の年金			
2分の1の年金				

いずれの期間も受給資格期間に算入

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・平成21年3月31日以降に会社を退職された方は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の写し

問い合わせ

市民安全部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎48・3004

年金相談が 開催されます

明石年金事務所職員による年金相談が開催されます。相談を希望される場合は、事前に申し込みが必要です。

日時 7月23日(金)
10時30分～15時30分
場所 福祉センター
内容 年金請求手続き、加入・納付期間の確認など
申込期間 7月1日(木)～
(定員になり次第締め切り)

定員 24人(先着順)
申込方法 電話で住所、氏名、生年月日、基礎年金番号、電話番号、相談内容をお知らせください。

申し込み・問い合わせ

市民安全部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎48・3004